

魅力ある工事発注及び 適正な工事管理に向けた取組み

第15版：2026年7月



第15版の主な修正箇所

P45～49	…	2-7	施工管理の効率化・省力化
P51	…	2-9	工事出来形部分検査の簡略化
P52	…	2-10	精算手続きの分散による業務の平準化

目 次

1. 入札不調の改善に向けた取組み
2. 建設業における働き方改革に資する取組み
3. 適正な工事管理に資する取組み

1. 入札不調の改善に向けた取組み

1-1. 施工省力化技術導入総合評価方式

1-2. 鋼橋小補修工事における基本契約方式「Me^{みまも}守り契約方式」

1-3. 見積協議方式の改善

1-4. 防災型発注方式(災害復旧工事)の負担軽減

1-5. 競争参加資格登録の見直し

1-6. その他の改善に向けた取組み

1. 入札不調の改善に向けた取り組み

■各取り組みの概要

1-1. 施工省力化技術導入総合評価方式〔2020年4月～〕

競争入札参加者から施工省力化に資する技術提案を求め、入札価格と技術提案の総合評価により契約者を決定する方式で、施工省力化に関する技術開発、工事現場におけるイノベーションの推進や生産性の向上を図るものです

1-2. 鋼橋小補修工事における基本契約方式「Me守り契約方式」〔2021年4月～〕

鋼橋の小補修工事に基本契約方式を試行導入するもので、受注者の実施予定計画に基づき、変状ストックの削減を図るとともに、受注者の年度工事量の安定的な確保、技術者の計画的な配置を図るものです

1-3. 見積協議方式の改善〔2019年7月～〕

従来の公募型・指名型・特命型・不調特命型見積協議方式を廃止し、不落札後に、特定の者と協議を行って契約制限価格を上回っても契約できる制度を全面導入するものです

1-4. 防災型発注方式（災害復旧工事）の受注者負担の軽減

・不可抗力（2次災害）による損害の受注者負担はゼロとし、全額発注者負担〔2023年4月～〕

1-5. 競争参加資格登録の見直し

・舗装工事（維持改良工事）のB等級事業者の発注規模拡大〔2023年4月～〕
・解体工事の工種を廃止〔2025年4月～〕

1-6. その他の改善に向けた取り組み

・設計単価の改定頻度の見直し〔2021年4月～〕
・支社による材料価格の公表方法の見直し

1-1. 施工省力化技術導入総合評価方式〔2020年4月～〕

入札参加する企業の有する技術が、入札時点で評価されます。

<概要>

- ・競争入札参加者から自社が保有する施工省力化に資する技術提案を積極的に求め、入札価格と技術提案の総合評価により契約の相手方を決定する方式です
- ・建設コンサルタント会社と工事会社とで構成する「設計工事共同企業体」での競争入札参加可能です

<適用対象>

高速道路リニューアルプロジェクトの「詳細設計を含む床版取替工事」の中から選定

<期待される効果>

- ・施工省力化に関する技術開発を推進
- ・工事現場におけるイノベーションの推進や生産性の向上

1-2. 鋼橋小補修工事における基本契約方式「Me守り契約方式」

〔2021年4月～〕

受注者の業務執行体制に合わせた計画が立案できます。

年度工事量の安定的な確保、計画的な技術者の配置に対応しやすくなります。

- ・鋼橋の小補修工事に、**最大5年間の複数年契約により補修を行う基本契約方式**を試行導入
 - ✓初回個別契約は、詳細設計付き、**標準補修概略図**による発注
 （参考図として、補修方法や補修期限等を記載した橋梁一覧表、損傷状況のわかる写真・展開図等を添付）
 - ✓2回目以降の個別契約は、**受注者の実施予定計画**に基づき実施し、年度工事量の安定的な確保、技術者の計画的な配置を行うことができる

基本契約有効期間：**最大5年間**

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
入札契約手続き	↔						
個別契約①							
個別契約②							
個別契約③							
個別契約④							
個別契約⑤							

凡例



基本契約の範囲



個別契約の範囲



年度実施予定
計画立案範囲



調査・設計業務



工事

〔2021年4月～〕

※一覧表に示す損傷の
状況が分かる写真を添付

1-2. 鋼橋小補修工事における基本契約方式「Me守り契約方式」

〔2021年4月～〕

<2023年12月見直し>

① 主任技術者・監理技術者の専任を要さない期間の要件追加

主任技術者・監理技術者については、現場作業期間において専任が必要であるが、**設計期間等の現場作業が生じない期間については必ずしも専任を要さない。**

② 配置技術者※の途中交代の要件追加

工程上一定の区切りと認められる時点かつ「**現場作業が生じない場合**」について、監督員の承諾を得られた場合、**配置技術者の途中交代を可能とする。**

※配置技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者）

（工程の一例）

		●年度				●年度				備考
個別契約①	足場設置									次年度に工事する橋梁足場も設置
	設計									次年度に工事する設計も行う
	工事									
	足場撤去									
個別契約②	足場設置									次年度に工事する橋梁足場を設置
	設計									次年度に工事する設計を行う
	工事									
	足場撤去									
主任技術者・監理技術者 専任期間										赤枠部は専任を要さない かつ途中交代も可能な期間
設計技術者 配置期間										

注) 専任を要さない期間

・足場設置、工事、足場撤去などの
現場作業が生じない期間

③ 設計管理技術者の委託

設計管理技術者を第三者へ委託することも可能とする。

1-3. 見積協議方式の改善 [2019年7月～]

確認協議開始～契約締結までの所要日数が大幅に短縮されました。

<変更点>

・従前、採用していた「公募型見積協議方式」、「指名型見積協議方式」、「特命型見積協議方式」及び「不調特命型見積協議方式」から以下の内容を変更しています(従前の各種見積協議方式は廃止しています)

①適用する工事の範囲

(従前)各種見積協議方式の当社適用基準に基づき実施

(現行)全ての工事に適用

②確認協議相手の決定方法

(従前)入札方式(総合評価方式・価格競争)の種別にかかわらず、「最低入札価格提示者」を選定

(現行)入札方式の種別ごとに確認協議の相手を選定

⇒ 総合評価方式 : 総合評価点の最も高い者

⇒ 価格競争 : 最低入札価格提示者

③総合評価方式の場合の技術提案書の取扱い

(従前)技術提案書は「全て無効」 ⇒ 技術提案内容を削除した再見積りの提出

(現行)技術提案書は「全て有効」 ⇒ 再見積りの提出による労力の削減

④確認協議方法の見直し

(従前)支社ごとに確認協議資料・確認内容がばらばら ⇒ 発注者・確認協議相手双方の労力の増大
リードタイム(契約締結までの期間)の長期化

(現行)確認協議資料の標準化、確認内容の簡素化 ⇒ 発注者・確認協議相手双方の労力の削減
⇒ リードタイムの削減

1-3. 見積協議方式の改善 [2019年7月～]

確認協議に必要な書類を標準化・明確化し、発注図書に添付します。

< 確認協議における提出資料作成例① >

【様式1】

〇〇年〇〇月〇〇日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

住所

電話番号

印

確認協議資料の提出について

標記について、下記の資料を各2部提出します。

記

1. 工事名

2. 入札日

3. 提出資料

① 入札(見積)価格の算出方法

(様式2)

② 入札(見積)価格に対応した単価表(内訳明細書)

(様式3)

以 上

●入札(見積)金額の算出方法

【様式2】

当該工事の応札価格は、当社で施工致しました類似工事の施工実績に基づき、当該工事の施工条件等を考慮し施工費用を算出しております。

なお、当初確認協議時に指示された単価項目の当社の施工費用の算出にあたっては、貴社発行の「土木工事積算基準(●年度版)」、国土交通省発行の「土木工事標準歩掛(●年度版)」等を参考に算出しております。以下に、当社の積算の考えについて説明いたします。

①労務単価について

本工事の労務単価については、物価資料等に記載されております「設計労務費単価(二省単価)」を採用しております。なお、一部の労務単価については、下請負予定者の見積りを採用しており、様式3に記載のとおりです。

②材料費について

本工事で使用する材料については、貴社が公表している材料価格の他、物価資料等に記載されている材料費を採用しております。なお、一部の材料費については、弊社と取引実績のある材料メーカーの見積りを採用しており、様式3に記載のとおりです。

③機械損料及び賃料について

本工事で使用予定の機械の損料及び賃料については、貴社が公表している機械損料(賃料)の他、日本建設機械施工協会発行の「建設機械等損料算定表(●年度版)」、物価資料等に記載されている機械賃料を採用しております。なお、一部の機械損料及び賃料については、弊社と取引実績のあるリース会社や下請負予定者の見積りを採用しており、様式3に記載のとおりです。

④施工歩掛りについて

本工事の施工費用の算出にあたっては、貴社発行の「土木工事積算基準(●年度版)」並びに、国土交通省発行の「土木工事標準歩掛(●年度版)」等を参考に算出しております。なお、一部の施工歩掛りについては、弊社で実施した類似工事の施工歩掛りや下請負予定者の見積りを採用しており、様式2に記載のとおりです。

【※NEXCO中日本が求めている記載ポイント】

・当該工事価格の算出において採用した資料(NEXCO積算基準、建設機械等損料算定表、物価資料、見積書等)を明確に記載して下さい。

1-3. 見積協議方式の改善 [2019年7月～]

< 確認協議における提出資料作成例② >

●入札（見積）価格に対応した単価表（内訳明細書）

【様式 3】

番号	項目番号	項目名称	単価項目名称	数量	単位	単価	金額	算出方法（注4）				備考
								労務単価	材料費	機械損料	施工歩掛	
1	2-(4)	捨土掘削	土砂 A	300	m3	2,000	600,000	○	○	○	○	
2	2-(4)	捨土掘削	硬岩 A	4,000	m3	3,800	15,200,000	○	○	○	○	
3	2-(6)	構造物掘削	普通部	30	m3	1,100	33,000	○	○	○	○	
4	5-(1)	用・排水溝	P u L - 0.30・0.30 (F)	70	m	8,000	560,000	○	×	○	○	
5	8-(1)	コンクリート	A 1-1	15	m3	22,400	336,000	○	×	○	○	
6	8-(1)	コンクリート	A 1-3	1,100	m3	23,900	26,290,000	○	×	○	○	
7	8-(2)	型わく	A	1,050	m2	7,000	7,350,000	○	○	○	○	
8	8-(3)	鉄筋	A	140.50	t	170,000	23,885,000	○	○	○	○	材工一式
		(中略)										
30	19-(2)	交通保安要員	交通誘導警備員 B 1	100	人・日	22,000	2,200,000	×	—	—	—	
31	19-(2)	交通保安要員	交通誘導警備員 B 2	20	人・日	33,000	660,000	×	—	—	—	

注 1：当初の確認協議において、発注者より指示された単価項目のみ記載すること。

注 2：NEXCO 中日本が配布した単価表等（単価及び金額が記載されていないもの）に対応する単価表とすること

注 3：上記単価表の単価には、「消費税及び地方消費税相当額」は含まないこと。

注 4：労務単価・材料費・機械損料（機械賃料）・施工歩掛について、公知の資料を採用している場合は「○」印を、公知の資料以外を採用している場合は、「×」印を記入すること。また、算出方法のうち採用項目がない場合は「—」印を記入すること。

注 5：やむを得ず材工一式の見積価格とする場合、備考欄に記載すること。

1-4. 防災型発注方式(災害復旧工事)の負担軽減

[2023年4月~] NEXCO 中日本

■防災型発注方式(災害復旧工事)では受注者の負担を軽減しています

地震災害、異常降雨災害及び異常降雪等の自然災害に起因する災害復旧工事の場合、工事を円滑に進めるため、**不可抗力(2次災害)による損害発生時の受注者負担はゼロとし、全額発注者負担**となります(2023.4以降に契約締結する工事から適用)

見直し前

受注者が請負代金額の1/100を負担
残りを発注者が負担 する旨を契約書に規定

課題

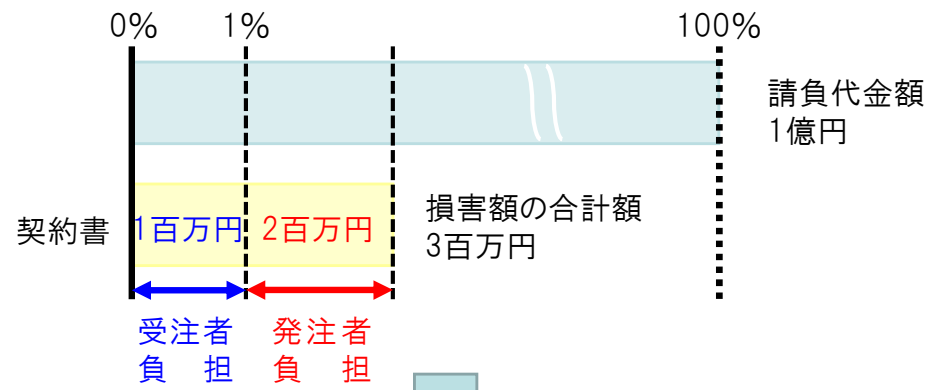
2次災害など作業や工事自体に一定のリスクが存在
緊急性が高く、リスクが高い中でも作業、施工する必要
⇒引き続き受注者に1/100の負担を求めた場合、
受注意欲の減退を招く恐れ
⇒災害復旧工事を受注しやすい環境の整備が必要

見直し後

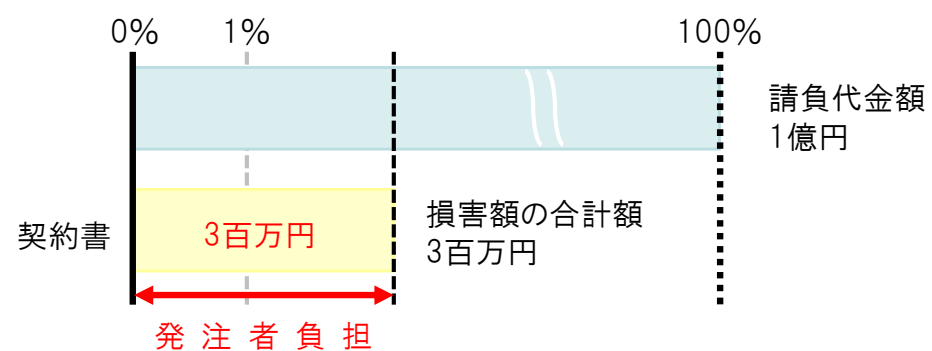
発注者が全額負担※ する旨を契約書に規定

※保険等によりてん補された部分を除く

概念(見直し前)



概念(見直し後)



1-5. 競争参加資格登録の見直し

・舗装工事(維持改良工事)

<2023年4月以降実施>

B等級事業者の受注機会を拡大しました

- ・B等級事業者の参入を可能とする発注規模を見直し、B等級事業者の経験と技術力向上の機会を確保
- ・3.5億円未満の工事では、A等級事業者及びB等級事業者の両方の参入が可能

・解体工事の工種を廃止

<2025年4月以降実施>

- ・発注実績が著しく少なくかつ今後単独工種として発注する対象工事の見込みがないことから廃止

➤ 最新の参加資格等級区分については

当社ホームページに掲載の『[入札契約制度のあらまし](#)』をご確認ください。

(<https://contract.c-nexco.co.jp/point/>)

1-5. 競争参加資格登録の見直し

■ 災害応急復旧作業、防災型発注方式

<2023年4月以降実施>

災害応急復旧作業などの実績に応じて、「技術評価点」の加点などをおこないます

(1) 災害応急復旧作業(※)の実績・・・

実績に応じ係数を設定し「技術評価点数」を算出します

※当社が管理する高速道路等において、地震災害等極めて緊急、突発的な事象により本線交通の安全確保が困難な場合及び第三者被害が想定される災害が発生した場合等に、当社の協議に応じて実施いただく応急作業のこと

(2) 防災型発注方式による工事の実績・・・

工事の内容に係らず「技術的難易度係数※」を最大値で設定します

※工事成績評価における「工事の特性」の点数に応じて付与する係数

《技術評価点数の算出方法》

$$\text{点数} = \{ \sum (([成績評価] - 65) \times [\text{技術的難易度係数}] \times [\text{技術提案工事係数}] \times [\text{部局係数}] \times [\text{調整係数}] \times [\text{工事規模}]) \}^{0.301} \times \alpha$$

請負工事成績評価要領(平成24年3月27日・中高環第14号)に基づき評価した工事	
工事特性	技術的難易度係数※
5.1点～6.8点	2.0
4.1点～5.0点	1.8
3.1点～4.0点	1.6
2.1点～3.0点	1.4
1.1点～2.0点	1.2
1.0点	1.0

※「技術的難易度係数」を最大値で設定

1-6. その他の改善に向けた取り組み

■設計単価の改定頻度の見直し

＜2021年4月以降実施＞

工事費等の算出に用いる設計単価の改訂頻度を通常年2回に見直しました

・従来年4回改定(4月、7月、10月、1月) ⇒ 今後年2回改定(4月、10月)

【見直しの背景】

・近年の価格変動が小康状態であることが確認されたため

物価変動に対しては契約書第26条の規定に基づいて、請負代金額の変更について協議を行います

■支社による材料価格の公表方法の見直し

(1) 支社による材料価格の公表方法を当社Webサイトに見直し

＜2021年4月以降実施＞

・単価ファイルや生コン等の共通的な材料単価

従来の各支社・事務所内での閲覧公表から、当社Webサイトで閲覧公表に見直し

<https://contract.c-nexco.co.jp/point/accumulation>

(2) 工事毎の材料価格調査結果を当社Webサイトに公表

＜2024年1月以降実施＞

工事毎の材料価格調査結果(当社Webサイトの各工事の入札公告・契約情報)

入札公告	R06.03.15	入札公告 【213 KB】
交付図書 (*)	R06.03.15	交付図書 【94,771 KB】
質問	R06.05.16	質問回答 (No.1～No.3) 【147 KB】
その他	R06.05.09	積算に用いる材料価格等について 【329 KB】

2. 建設業における働き方改革に資する取組み

2-1. 担い手の確保や持続可能な産業となるための取組み

2-2. 働き方改革及び工事円滑化の取組み

2-3. 適正な工期の確保

2-4. 適切な賃金水準の確保

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

2-6. i-Constructionの推進

2-7. 施工管理の効率化・省力化

2-8. 技術力競争の更なる促進

2-9. 工事出来形部分検査の簡略化 **NEW**

2-10. 精算手続きの分散による業務の平準化 **NEW**

2-1. 担い手の確保や持続可能な産業となるための取組み

◆ 週休2日(週単位)の取組

- 2025年7月より、休日を実際に取得できる就業環境を受発注者協働で整備し、建設業の担い手確保や持続可能な産業となることを目的とした、現場閉所による週休2日(週単位)工事を標準にしています。
- 週休2日の実施状況は、週間工程表により現場で確認します。

項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
対象工事	▼ 2019.4 モデル工事を選定 (発注者指定)	▼ 2020.12			★ 2023.6	既契約工事への週休2日導入協議		
現場閉所	▼ 2019.4						2025.7	

※1 「週休2日(週単位)」とは、対象期間内のすべての週において、(2日／7日)以上となる現場閉所を行うものをいう。

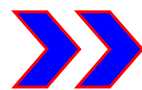
※2 「週休2日(工期単位)」とは、対象期間内において28.5%以上となる現場閉所を行うものをいう。

2-2. 働き方改革及び工事円滑化の取組み

◆ 受発注者双方の働き方改革の推進を図る4つの施策

＜2024年4月以降実施＞

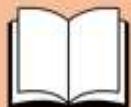
- 中長期的なインフラの品質確保等のため、担い手の処遇改善、働き方改革及び生産性向上を、受注者及び発注者が一体となって進めることが必要であり、建設業の働き方改革の促進のため、発注者及び施工管理会社の一人ひとりが4つの施策を正しく理解し、取り組みを継続していかなければならないと考えています。



工事円滑化ガイドラインの制定

<https://contract.c-nexco.co.jp/point/>

設計図書品質向上



- ✓ 発注者の責務である条件明示の徹底
- ✓ 設計成果品の照査を充実化
⇒設計照査体制を強化し、照査期間を十分確保する仕組みを導入
- ✓ 対外協議の強化
⇒工事発注前に行う対外協議をリスト化し、実施状況をチェック

書類作成の軽減



- ✓ 受発注者間における迅速な意思決定ルールの策定
⇒クリティカルを明示した工事工程の共有による計画的な
- ✓ 工事書類の簡素化
⇒工事円滑化ガイドラインによる、受発注者における書類簡素化（以外も含む）の見える化
- ✓ 提出頻度の高い書類の集約化
⇒週間工程表などに集約することで、提出書類を削減（約3割減）
- ✓ 新工事管理システム（仮）の構築検討
⇒書類提出及び保存機能を見直したシステムの構築検討開始

適正な工期の設定



- ✓ 全ての工事を週休2日とする
⇒週休2日以外の既契約工事についても週休2日へ移行
- ✓ 監理技術者等の現場配置条件を明確化
⇒休暇の取得など短期間現場を離れられるよう記載
- ✓ 書類作成に係る工期の付与と費用負担
⇒既契約工事において、作成期間が不足する場合は、協議により期間と費用を付与

施工管理の効率化・省力化



- ✓ コンクリート施工管理要領の改定による書類の削減
⇒JISコンかつ一定の品質基準を満たす場合、各種書類は提示
- ✓ 鉄筋の基準試験に関する書類の一部廃止
⇒引張試験、曲げ試験を廃止しミルシートで対応
- ✓ 遠隔臨場実施要領の策定及び公表
⇒更なる適用拡大に向け継続して検討

2-3. 適正な工期の確保

工期設定ガイドライン

- ◆ 工期設定ガイドライン策定の背景
- ◆ 工期設定ガイドラインの目的
- ◆ 全体工期に含むべき日数・期間の設定

その他の取組み

- ◆ 建設資材等の不足および調達遅延による工期延期

2-3. 適正な工期の確保（工期設定ガイドライン）

◆工期設定ガイドライン策定の背景

<2024年3月以降実施>

◆ 工期設定ガイドライン策定の概念

政府は平成29年3月28日「働き方改革実現会議」において従来では時間外労働規則の適用除外となっていた建設業においても、改正労働基準法施行の5年後に（令和6年4月1日から）罰則付き上限規制の一般則を適用する「働き方改革実行計画」を策定したところである。この「働き方改革実行計画」において、建設業における以下の取組みが示された。

- ① 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する会議を設置
- ② 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進めあわせて業界等の取組みを支援
- ③ 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための制度的な対応を含めた取組み
- ④ 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

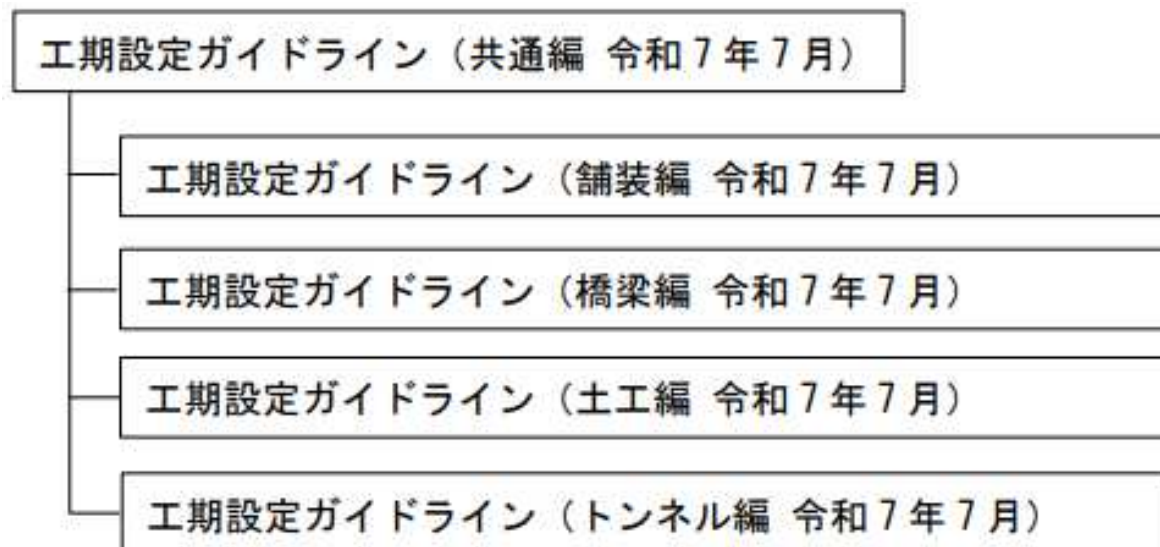


こうした国の施策及び現状を踏まえ、弊社では、時間外労働の是正、週休2日の確保を促進するための環境整備の一つとして、適正な工期設定の指標となる「**工期設定ガイドライン**」を2024年3月に策定しました。

2-3. 適正な工期の確保（工期設定ガイドライン）

◆工期設定ガイドラインの目的と構成

- ① 働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、長時間労働の是正、週休2日（4週8休）を確保した工事での対応など、**適正な工期を設定するためにガイドラインを策定**
- ② 組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるようガイドラインとして策定
- 各工種の共通事項を整理した「**工期設定ガイドライン（共通編）**」及び工種毎の標準施工能力から施工に必要な工事期間（供用日数）を算出する「**工期設定ガイドライン各編**」を整備



2-3. 適正な工期の確保（工期設定ガイドライン）

◆全体工期に含むべき日数・期間の設定

・準備期間

- **準備期間**は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を標準的な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。なお、記載の無い工種は最低30日を必要日数とし、工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工 種	準備期間	工 種	準備期間
一般土木工事	70日	舗装工事（修繕）	90日
トンネル工事	110日	橋梁補修工事	90日
PC上部工工事※	100日	塗装工事	60日

- **詳細設計期間**は、PC構造物及び鋼構造物の詳細設計の期間は、工事規模、橋梁形式、既設構造物の照査など、作業内容を考慮し適切に設定する。なお、詳細設計の期間は、**受注者の照査期間を含め12ヵ月を目安とする。**

・後片付け期間

- **後片付け期間**は、**60日を標準的な日数**とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする

2-3. 適正な工期の確保(工期設定ガイドライン)

◆全体工期に含むべき日数・期間の設定

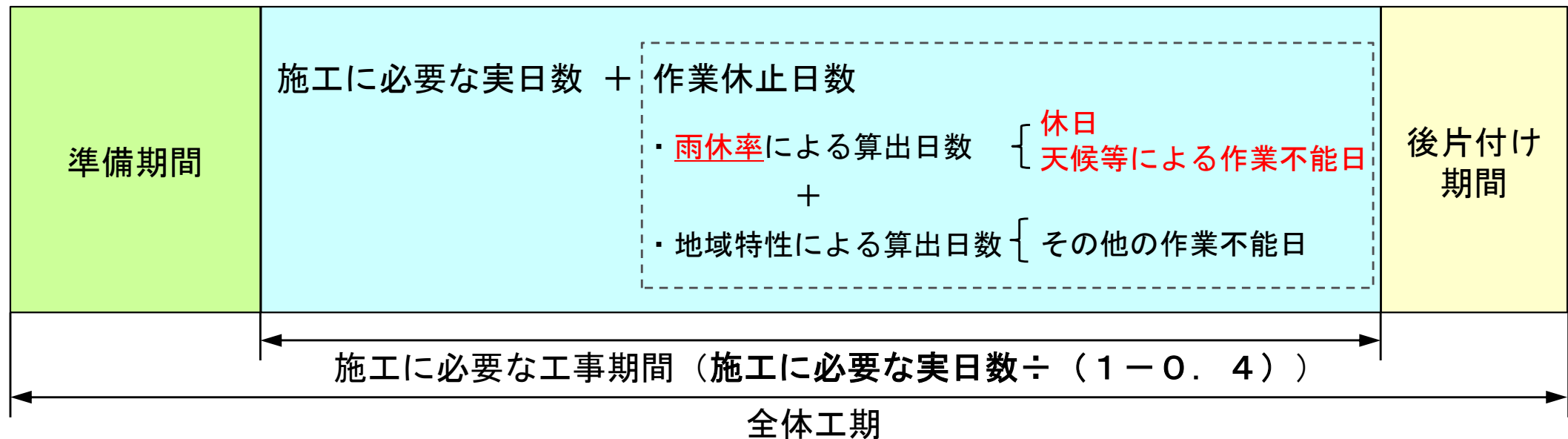
<2024年7月以降実施>

・施工に必要な工事期間

- 年間の休日数に加え、天候等(降雨・降雪・猛暑日等)を考慮した雨休率(0.4)を新設

降雨等:1日の降雨量が10mm/日以上の日(休日との重複を除く)

猛暑日:WBGT値31以上の時間から日数を算定した猛暑日



詳しくは工期設定ガイドラインをご確認ください <https://contract.c-nexco.co.jp/point/>

2-3. 適正な工期の確保(その他の取組み)

◆ 建設資材等の不足および調達遅延による工期延期

<2022年4月以降実施>

- 世界的な半導体不足による調達遅延が生じている現状を踏まえた受注者から工期の延長を請求された場合は、受注者の責によらない事由として取り扱い、契約書第22条の規定に基づいて、工期の延長について協議を行います。

《参考》工事請負契約書

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2-4. 適切な賃金水準の確保

◆ 適用する労務単価

- 設計金額の算出では、従前より公共工事設計労務単価を適用
- 公共工事設計労務単価の改定に則して対応してまいります

◆ 地域外調達に係る増加費用

<2014年7月以降実施>

- 当該工事の地域外から労働者を確保せざるを得ない状況、あるいは資材を調達せざるを得ない状況が生じた場合は、労働者の送迎や宿泊に要する費用等、当初契約金額から増加した費用については設計変更の対象とし、適正な費用を計上することを設計図書で明示

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

各技術者の専任、交代要件等の見直しにより、技術者不足の課題に対応しています。

◆ 企業及び配置技術者の参加要件に係る期間の拡大

＜2013年2月以降実施＞

- 一般競争入札工事においては、企業の施工実績を過去10年間から過去15年間へ、技術者の工事経験を過去10年間から設定しない(永年)に拡大

◆ 企業及び配置技術者の技術的条件の緩和

＜2019年7月以降実施＞

- 一般競争入札工事においては、企業の施工実績及び技術者の工事経験に「交通規制工」に関する技術的条件を設定しないに緩和

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

◆ 配置予定技術者の要件

＜2015年8月以降実施＞

- 一般競争入札工事においては、入札不調の原因である現場技術者不足の解消及び将来の担い手である若手技術者の活用を目的として、入札参加要件である配置予定技術者の工事経験や資格証明を、入札参加時には求めず、現場着手時に書類提出するように見直し
- この見直しにより、入札参加にあたっては配置予定技術者の特定が不要となり、現場着手時までに要件を満たす者を受注者の任意で配置可能
- ただし、配置予定技術者がプレゼンテーションする方式（施工技術競争型）は適用対象外

決定時期	競争参加資格確認申請時	契約締結後現場着手前
従 前	主任（監理）技術者 参加要件：同種工事の経験 総合評価：同種工事の経験、工事成績など	従事役職は問わない。 従事役職は現場代理人又は主任（監理）技術者に限定。
現 在	主任（監理）技術者 参加要件：設定なし 総合評価：設定なし	契約締結後の設置要件とする旨を特記仕様書に明記。 設置要件：同種工事の経験 評価項目の設定は実施しない。

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

◆ 配置技術者の専任制や交替要件の設定

＜2024年7月以降実施＞

- 配置される技術者の常駐義務の緩和や専任期間を明確化、工期延期などによる交代要件を追加設定して柔軟かつ適正に対応

【現場代理人等の常駐】

＜参考＞土木工事共通仕様書

1-8 現場代理人等

1-8-1 現場代理人等の設置

(4)現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、当該建設工事に関する打合せや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、勤務間インターバル等その他の合理的な理由で、短期間(1～2日程度)工事現場を離れる際に適切な施工ができる体制を確保することができる場合は、本章1-15に規定する週間工程表に現場を離れる旨を記載し監督員に提出するものとする。

また、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合又は周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、監督員の確認を得たうえで、本章1-15に規定する週間工程表に記載し提出するものとする。

なお、適切な施工ができる体制とは、現場状況や不在期間、不在とする現場代理人の状況等を踏まえ、次に掲げるいずれかを確保することという。

1)契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置

2)工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、次に掲げるいずれかの体制を確保

①連絡を取りうる体制

②必要に応じて現場に戻りうる体制

③リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応

ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

【主任(監理)技術者の専任】

《参考》土木工事共通仕様書

1-8 現場代理人等

1-8-1 現場代理人等の設置

(3) 契約書第10条1項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。なお、専任を要する期間は工事現場が稼働している期間とする。

1) 契約締結後、本章1-13に示す着工日までの期間。

2) 構造物の詳細設計を含む工事において、詳細設計のみが行われる期間。

3) 構造物の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われる期間。なお、工場製作期間中、同一工場内で他の製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能な場合は、その期間についても専任を要しない。

4) 契約工期内に本章1-48に示すしゅん功検査が完了した場合において、発注者が受注者にしゅん功認定を通知した日以降の期間。

5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。

6) 設計図書に定められた冬期休止等の期間であって、かつ工事現場が不稼働である期間。

なお、前記2)、3)の期間については、監督員と受注者で協議の上、工事打合簿(様式第2号)により定めるものとする。

【配置技術者の途中交代】

《参考》土木工事共通仕様書

1-8 現場代理人等

1-8-1 現場代理人等の設置

(6) 確認資料等を提出しない工事における現場代理人等の設置については次のとおりとする。

3) 現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別に配置する技術者の氏名、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。

なお、途中交代できる場合は、次に掲げる場合とし、②の交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることとする。

① 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、やむを得ない場合

② 工程上一定の区切りと認められる時点において、次に掲げる場合。なお、いずれの場合も、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることとする。

イ) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

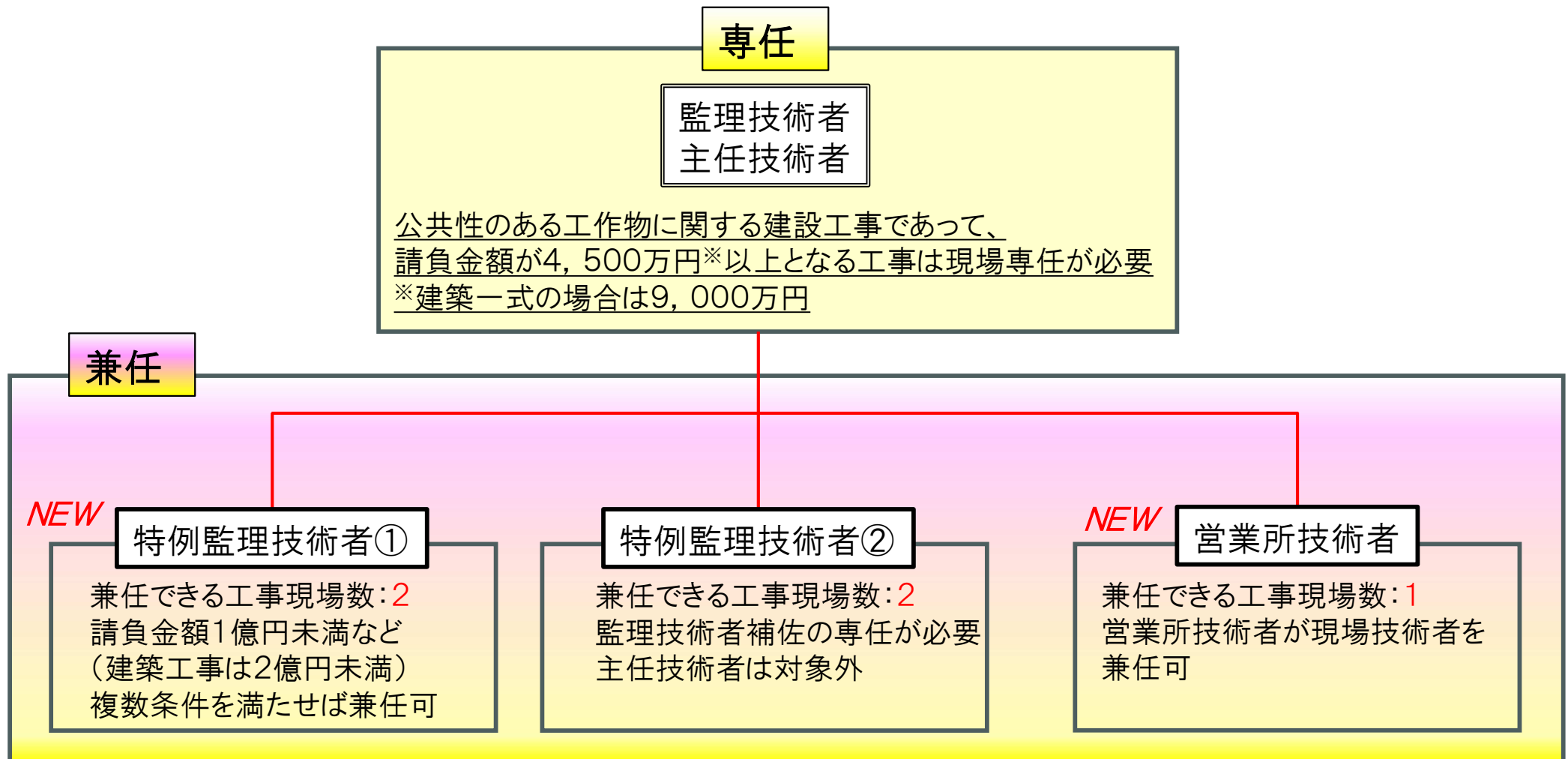
ロ) 契約工期が長期に及ぶ場合

また、監督員の承諾を得て別に設置する技術者は、建設業法の許可業種に係る資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

【主任技術者・監理技術者の兼任】

- 主任技術者及び監理技術者に係る工事現場の兼任について定めたもの



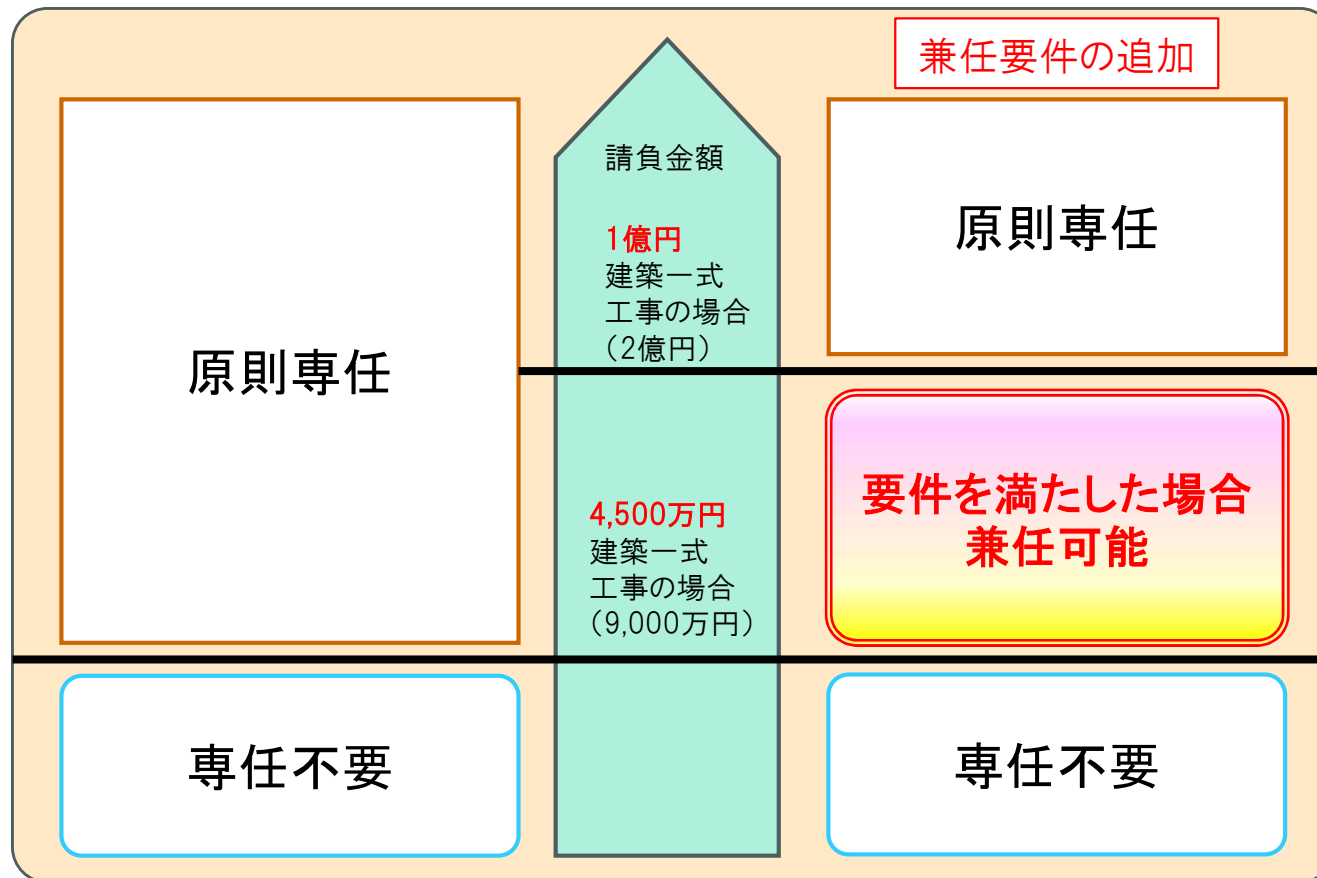
2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

【主任技術者・監理技術者の兼任】

・ 特例監理技術者①

<2025年7月以降実施>

要件を満たせば、2工事現場までの兼任を可能とするもの



【兼任の要件】

○請負金額

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数

2工事現場まで

○工事現場間の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数

3次まで

○連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

補足: 図中の「原則兼任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

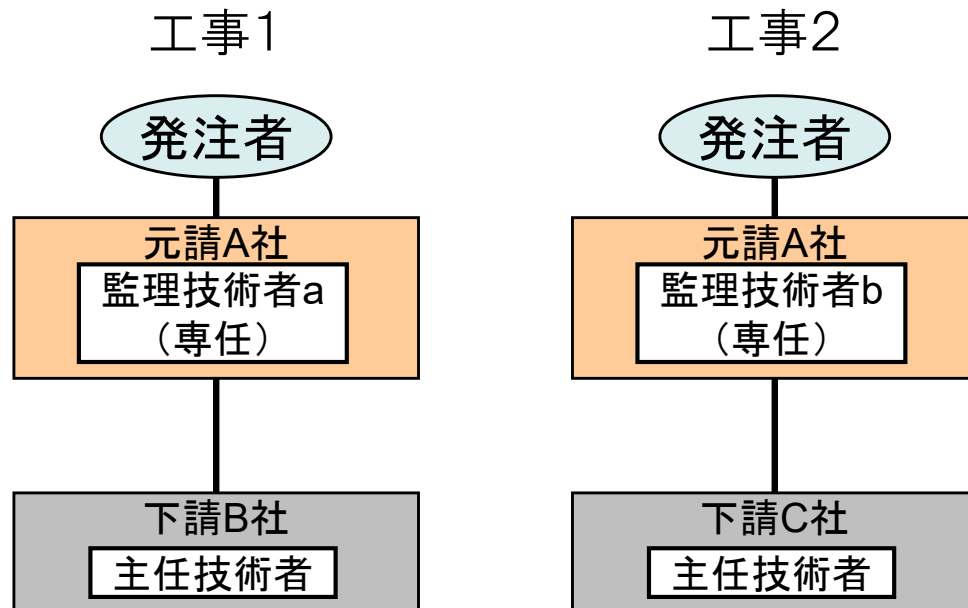
【主任技術者・監理技術者の兼任】

- ・ **特例監理技術者②** ＜2021年7月以降実施＞

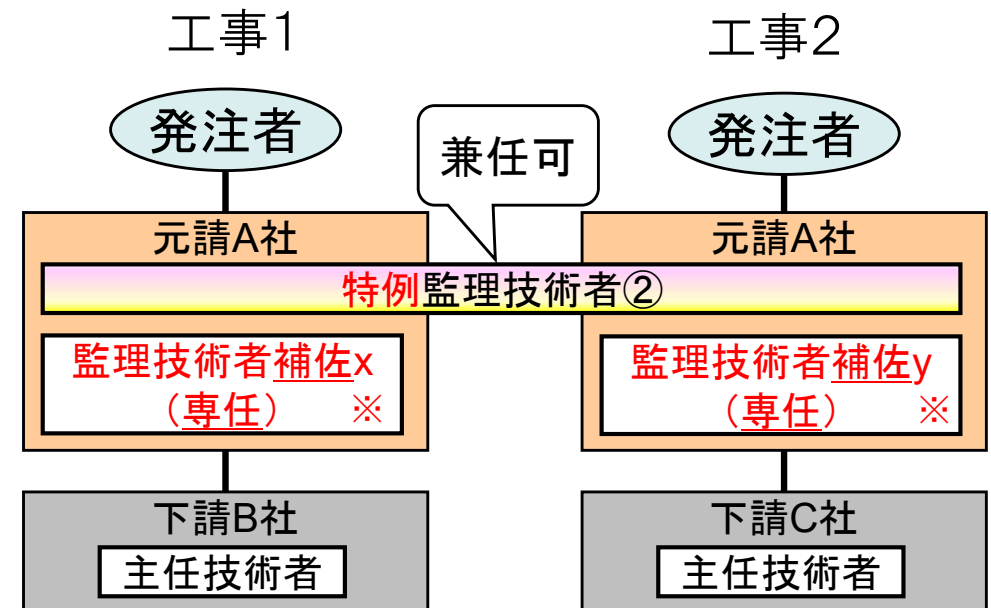
要件を満たせば、2工事現場までの兼任を可能とするもの 【特例監理技術者②】

【各現場への専任】

- ・ 建設工事の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼任を認めることとする。
（2工事現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。



※ 監理技術者補佐の要件のうち「技士補」（一級施工管理技士技術試験の一次試験合格者に付与される新資格）に関する検定制度は令和3年4月1日から施行される

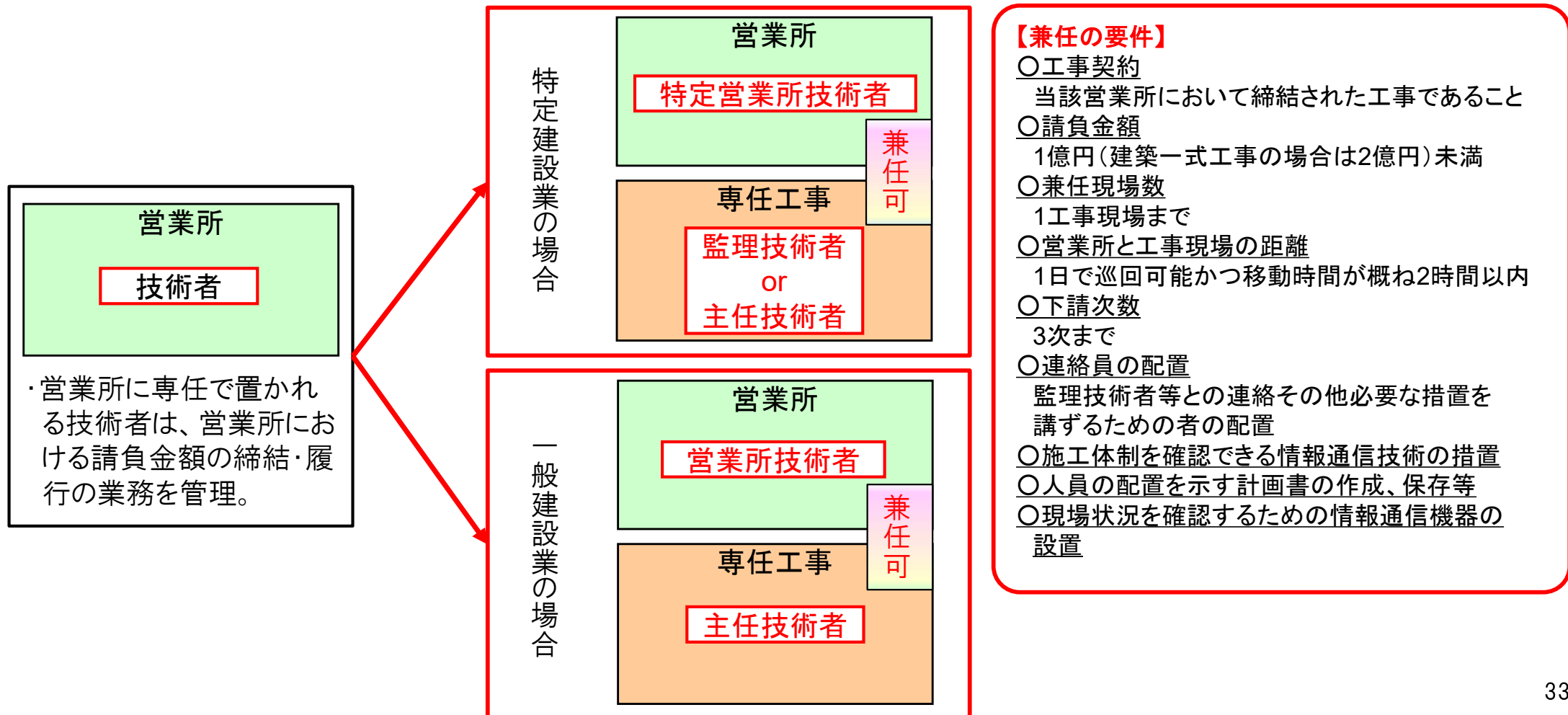
2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

【主任技術者・監理技術者の兼任】

・ 営業所技術者 <2025年7月以降実施>

特定営業所技術者：下記要件を満たせば「主任技術者」または「監理技術者」の職務を兼任できる

営業所技術者：下記要件も満たせば「主任技術者」の職務を兼任できる



2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

◆ 途中交代をした配置技術者の施工実績を活用

＜2023年12月以降実施＞

- 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、現場代理人等は合理的な範囲で柔軟に交代することを可能としており、工事請負契約の条件を満たせば途中交代することができます。
一方で途中交代をした現場代理人等の施工実績は、しゅん功するまで施工実績として登録できず、当該工事の経験を速やかに次の工事に活用できていませんでした。
- 入札不調対策の観点及び受注者の技術者不足に対応したすそ野を広げる更なる対応が必要
⇒ **現場代理人等を含む配置技術者を途中交代した場合、在籍期間の施工経験を証明できる施工実績証明書を発行し、この施工実績証明により、施工実績を活用した次工事への参画を可能にします。**



【運用】

- ① **途中交代をした配置技術者に対して施工実績を証明する証明書を発行（土木工事共通仕様書を適用する全ての工事が対象）**
- ② NEXCO中日本が発注する工事で、契約後に配置する技術者の同種工事の施工実績を証明する資料として活用することを可能とする（W T O対象工事は不可）

【施工実績証明書の発行条件】

- 施工実績証明書は**受注者からの申請により発行**する
- 当該技術者の施工実績は、当該技術者の**在籍期間における部分引渡し部分及び出来形部分の検査済数量**とする
- 現場代理人等（主任技術者、監理技術者、専門技術者含む）及び担当技術者に対して発行することができる。ただし、担当技術者については監理技術者の資格要件を満たす資格を有する者に限る

施工実績証明書（例）

発注者 中日本建設株式会社 （印刷・コピー・捺印） （印）		受注者 （印刷・捺印）	
施工実績証明書			
1. 発注者 2. 受注者 3. 発注者の発注する工事 4. 技術者 5. 職種 6. 当該工事の発注時期 7. 担当技術者 8. 在籍期間（印刷・捺印）			
9. 施工実績（印刷・捺印）			
10. 備考			
11. 備考			
12. 備考			
13. 備考			
14. 備考			
15. 備考			
16. 備考			
17. 備考			
18. 備考			
19. 備考			
20. 備考			
21. 備考			
22. 備考			
23. 備考			
24. 備考			
25. 備考			
26. 備考			
27. 備考			
28. 備考			
29. 備考			
30. 備考			
31. 備考			
32. 備考			
33. 備考			
34. 備考			
35. 備考			
36. 備考			
37. 備考			
38. 備考			
39. 備考			
40. 備考			
41. 備考			
42. 備考			
43. 備考			
44. 備考			
45. 備考			
46. 備考			
47. 備考			
48. 備考			
49. 備考			
50. 備考			
51. 備考			
52. 備考			
53. 備考			
54. 備考			
55. 備考			
56. 備考			
57. 備考			
58. 備考			
59. 備考			
60. 備考			
61. 備考			
62. 備考			
63. 備考			
64. 備考			
65. 備考			
66. 備考			
67. 備考			
68. 備考			
69. 備考			
70. 備考			
71. 備考			
72. 備考			
73. 備考			
74. 備考			
75. 備考			
76. 備考			
77. 備考			
78. 備考			
79. 備考			
80. 備考			
81. 備考			
82. 備考			
83. 備考			
84. 備考			
85. 備考			
86. 備考			
87. 備考			
88. 備考			
89. 備考			
90. 備考			
91. 備考			
92. 備考			
93. 備考			
94. 備考			
95. 備考			
96. 備考			
97. 備考			
98. 備考			
99. 備考			
100. 備考			

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

◆ 年度発注見通しの公表範囲の拡大

<2023年4月以降実施>

- 従前の年度発注見通しに加えて、翌年度以降の発注工事を事前に可能な限り公表して周知することで計画的な技術者配置を促進、併せて、追加・修正案件を毎月公表
 - ⇒ 4月公表：当該年度全体 + 翌年度以降で公表可能な案件
 - ⇒ 10月見直し：当該年度下半期 + 翌年度以降で公表可能な案件

◆ 年度発注見通しの公表における発注規模等の提示

- 計画的な受注計画を策定して頂くために、年度発注見通しの公表において、「発注規模」「進捗状況」「都道府県」を提示しています

<公表資料(イメージ)>

●●年度発注見通し公表対象工事一覧表（●●年●月●日時点）

●●年度の中日本高速道路株式会社における工事発注見通しについて、公表します。

なお、実際に発注する工事がこの掲載内容と異なる場合や、ここに記載されていない工事を発注する場合があります。

また、発注規模は公表後変更することがあります。

進行状況	支社等名	入札方式	工種	基本契約付帯	工事名/基本契約名	工事箇所	都道府県	工期/基本契約工期	案件概要/基本契約概要	公告等予定時期		入札予定時期		備考	発注規模区分/基本契約全体発注規模区分
										年度	四半期	年度	四半期		
	〇〇	一般競争	土木工事		〇〇自動車道 〇〇トンネル工事	△△県△△市～▲▲県▲▲市	▲▲県	約〇ヵ月	トンネル延長 約〇km、切盛土工約〇万㎡	●●	第●四半期	●●	第●四半期		3億円以上～10億円未満

◆ 施工時期の平準化

- NEXCO中日本の発注工事においては、従前より単年度発注にとらわれず、適切な時期に調達を実施

2-5. 技術者の確保等、施工時期の平準化

従来の年度発注見通しに加えて、中期計画の見通しを公表します

◆ 工事における中期計画の公表

＜2021年4月以降実施＞

- 公共工事の計画的な発注を行う取組みの一環として、工事についての 中期的な発注見通しの公表

<https://contract.c-nexco.co.jp/construction/>

＜公表する内容＞

事業ごとに下記の内容を公表。

- ①支社名、②事務所名、③事業名、④事業箇所、⑤事業概要、⑥事業進捗、⑦備考

＜公表対象＞

新設・改築事業及び耐震補強事業、特定更新事業に係る次年度より3ヵ年度の事業進捗予定。

＜公表資料(イメージ)＞

中期的な発注見通し公表について(2021.4.1.時点)

※本資料は、中日本高速道路(株)が所管に実施する事業について、中期的な発注見通し(公表する各事業年度を3ヵ年分)を示したものです。
 (解説)
 ・記載されている内容は、現時点で想定している計画であり、見直しする場合があります。
 ・新規発注案件については、事業名等変更する場合があります。
 ・新規発注事業の詳細については、発注見通し及び入札公告資料等によりご確認ください。

番号	支社名	事務所名	事業名	事業箇所	事業概要	事業進捗予定			備考
						2022年度	2023年度	2024年度	
1	〇〇支社	〇〇(保)	〇〇自動車道耐震補強事業	〇〇県	耐震設計 ○橋 耐震工事 ○橋	耐震設計	耐震工事	耐震工事	
2	〇〇支社	〇〇(工)	〇〇自動車道(〇〇IC～〇〇IC)新設工事	〇〇県	土工量 ○方m3 橋梁 ○橋 トンネル ○7M	土質調査	道路設計 橋梁設計 トンネル設計	土工工事 下部土工工事 トンネル工事	

《参考①》床版取替工事における技術的条件

◆ 企業の施工実績〔標準〕

- 主要工種の規模及び工法で設定
- 現場打ちまたはプレキャストなどの種別に係わらず、橋梁床版の新設または取替工事の施工実績
- 交通規制の施工実績は設定しない
- 施工実績の対象期間は過去15年間

◆ 配置予定技術者の工事経験〔標準〕

- 主要工種の工法で設定
- 工事経験時における主任技術者、監理技術者、現場代理人等の役職による限定をしない
- 交通規制の工事経験は設定しない
- 工事経験の対象期間は限定しない(永年)

企業の施工実績（設定例）		配置予定技術者の 工事経験（設定例）
単体、JV代表者	JV代表者以外	
橋面積〇㎡以上の橋梁床板の新設又は取替を行った工事	橋梁上部工を架設した工事	橋梁上部工を架設した工事

2-6. i-Constructionの推進

<2025年7月から全面展開>

i-MOVEMENT(次世代技術を活用した革新的な高速道路保全マネジメント)

段階的に連携

i-Construction(建設現場の生産性向上:効率化・高度化・省人化)

i-Construction

ICT施工の実施：現場施工のオートメーション化

建機の自動運転・制御

建機操縦者への情報提供

- 建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化

BIM/CIM適用：データ連携のオートメーション化

デジタル化

3次元モデル

共通データ環境の利用

- デジタルデータの後工程への活用
- デジタルデータの活用による書類削減・現場管理・検査の効率化及び高度化

遠隔臨場の実施：施工管理のオートメーション化

3次元計測

リモート検査

プレキャスト部材

- リモートでの施工管理・監督検査による省人化
- 新技術・プレキャスト製品の活用による現場作業の効率化

2-6. i-Constructionの推進

◆ ICT施工の実施

- マシンガイダンスを用いたICT土工では、建設機械周辺での丁張作業を行わずに施工が可能となるため、現場作業の省力化のみならず、接触事故の危険性が減ることにより安全性の向上にも寄与しています。また、出来形検査では、点群データと設計データを重ね合わせるなど現場管理の効率化・高度化を進めています。

◆ ICT活用工事の実施

- 現場における生産性向上を目的として、受注者との協議により、**ICT活用工事を実施中**
- 今後も、具体的内容や範囲について協議し、ICT活用工事を拡大してまいります



2-6. i-Constructionの推進

◆ BIM/CIM適用

- 情報のデジタル化

データの取扱いの効率化を目的に、データの授受、閲覧、閲覧、検索が容易にできるように情報のデジタル化に取り組んでいます。デジタルデータを利用することで受発注者間におけるペーパーレスでの打ち合わせ、場所を選ばない打合せや協議、資料の閲覧等が可能となり効率的に業務を進めます。

- 共通データ環境の利用

受発注者間のデータの授受や打合せ、成果品の提出等の効率化を目的に、共通データ環境を活用しています。大容量の3次元モデルの共有やデジタルデータを一元的に管理することで、情報のやり取りが効率化され、正しい情報をお互いに適切なタイミングで取得することができ、効率的に業務を進めます。また、各種要領の様式や3次元モデルの作成に必要な設計テンプレートなども共通データ環境からダウンロードが可能となりました。



2-6. i-Constructionの推進

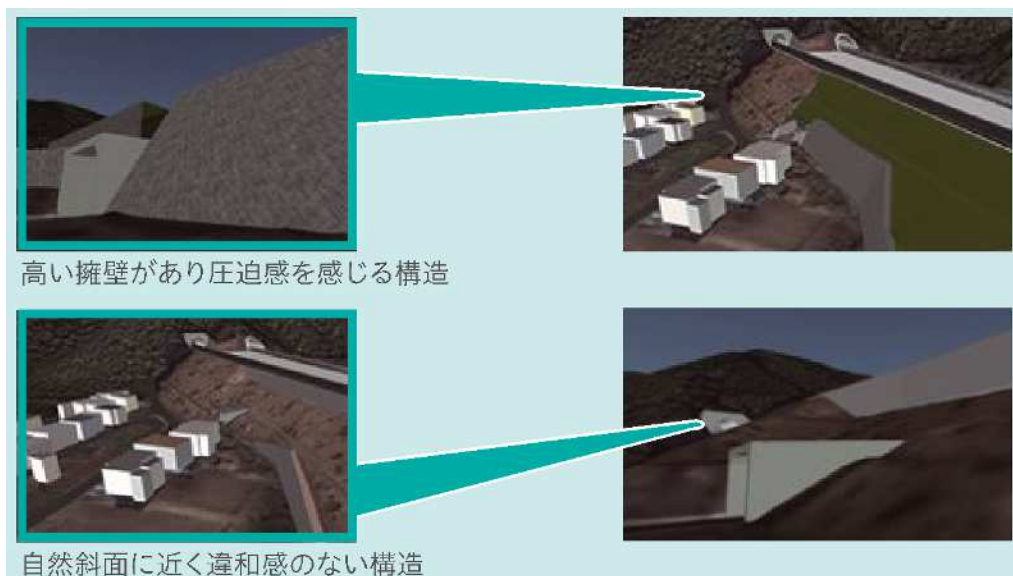
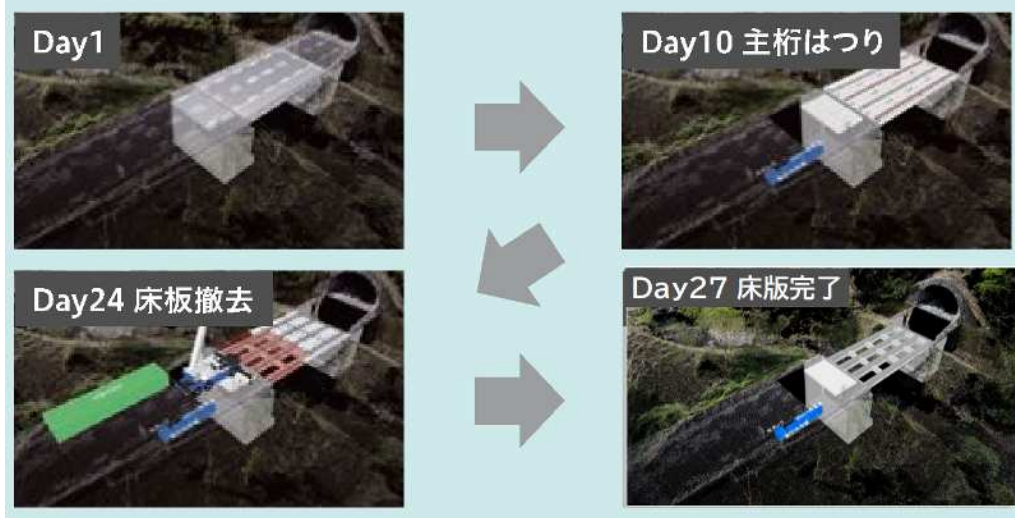
◆ BIM/CIM適用

・ 3次元モデル作成と活用

3次元モデルの作成・活用により業務の効率化を行っています。3次元モデルを作成して現場イメージや完成形を可視化することにより、工事内容・施工計画や完成時のイメージを容易に把握・理解することができるため、設計上の不具合箇所の早期発見、手戻りの減少による効率化、関係機関や地域の皆様への説明会の円滑化が図られます。

道路構造物の計上等について3次元モデルを用いることで、高速道路建設後の周辺民家からの見え方を考慮した検討ができます。完成形を可視化することで関係者にご理解いただきやすくなります。

■ 床板撤去4Dシミュレーション



2-6. i-Constructionの推進

◆ 遠隔臨場の実施

- 施工管理の省力化に向けた取組みとして、遠隔臨場実施要領を制定し、ウェアラブルカメラ等を用いた検査・立会を行っています。



◆ 現場作業の省力化・簡素化

- 従前より構造物における**プレキャスト製品の採用を推進**して、現場における生産性を向上
- 例えば、高速道路リニューアル・プロジェクトにおいて、**プレキャスト床版を採用した床版取替工事**がその一例



2-6. i-Constructionの推進

◆ デジタル技術等を活用した検査・立会いの効率化を推進

<2026年4月以降実施>

- 近年、現場のデジタル化が急速に進展しており、様々な技術で検査及び立会いを効率的、または高精度で実施できる技術が多く実用化されてきています。**デジタル技術等を積極的に活用**し業務の効率化を図るため、デジタル技術等を活用した新たな検査及び立会い等の手法について契約締結後、受注者からの提案により実施できる仕組みを導入しました。
なお、実施に要する費用は、契約する工事1件あたり100万円(税抜き)を目安として支払いの対象とします。

<対象工事> 工事請負契約書が適用される工事(基本契約に基づく個別契約も含む)

<対象項目> 土木工事共通仕様書 1-32「検査及び立会い」または施設工事共通仕様書 第29節「検査及び立会」に関する項目に適用

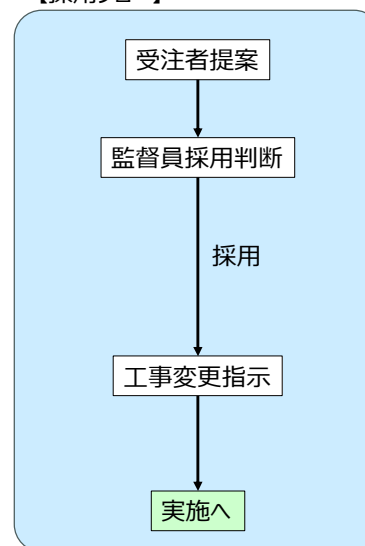
【現在の遠隔臨場】



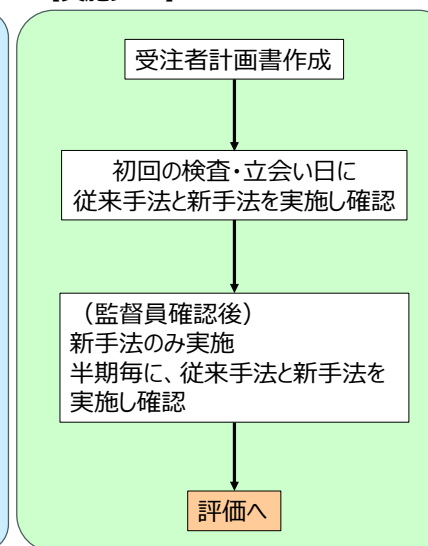
【デジタル技術等を活用した確認、検査及び立会い(点群データ利用)の例】



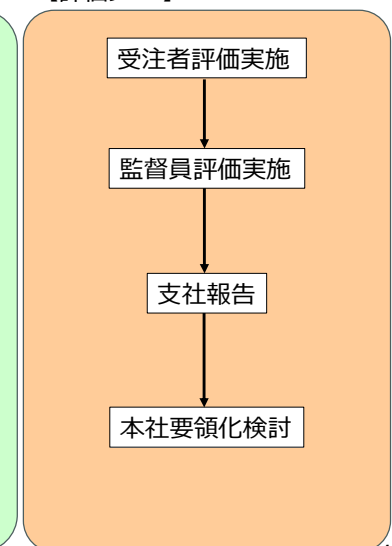
【採用フロー】



【実施フロー】



【評価フロー】



2-7. 施工管理の効率化・省力化

◆ 工事管理書類及び立会の削減

- 現場業務の効率化に資する施策として、NEXCO基準である「施工管理要領」を見直すことで、**検査項目・立会頻度を減らし**、それに伴う**書類も削減**するなど、工事品質を確保しつつ**生産性向上**に取り組んでいます。

(株) 高速道路総合技術研究所
NEXCO総研

≡ サイトマップ 📍 アクセス ✉ お問い合わせ English

サイト内検索 🔍

NEXCO 中日本

会社情報 技術の普及・推進 技術支援 受賞・表彰 電子納品 **出版・刊行物** 契約情報

NEXCO総研（高速道路総合技術研究所） > 出版・刊行物 > 設計要領

出版・刊行物

- 出版・刊行物TOP
- 書籍販売サイト
- 書籍情報

設計要領

調査要領

施工管理要領

試験方法

施設機材仕様書集

設計図集

保全・点検・管理要領

工事記録作成要領(販売終了)

積算基準・数量算出要領

その他の技術基準類

- よくある質問（FAQ）
- お問い合わせ

設計要領

◆ 出版中書籍の情報

- 現在出版中の書籍（設計要領）の情報をご覧になれます。
- 第一～八集の各情報は、このページをスクロールさせることでご覧になることができますが、下のボタンを押して各要領の項目へジャンプすることもできます。

第一集

第二集

第三集

第四集

第五集

第六集

第七集

第八集

※「NEXCO総研ブックストア」の各書籍販売ページにリンクしています。（下線部をクリックしてください）

設計要領 第一集	
設計要領 第一集 土工保全編・土工建設編	
土工保全編	令和6年7月
土工建設編	令和6年7月
設計要領 第一集 舗装保全編・舗装建設編	
舗装保全編	令和6年7月
舗装建設編	令和6年7月



詳しくは各種要領改定情報をご確認ください [高速道路総合技術研究所 出版・刊行物](#)

2-7. 施工管理の効率化・省力化

NEW



➤ 設計要領第一集 土工建設編

■R8.7改定

- 標準的な構造の集水ますについてプレキャスト製品を標準的に選定することを規定しました。

➤ 設計要領第二集 カルバート建設編

■R8.7改定

- 内空寸法が2.5m×2.5m以下のボックスカルバートについてプレキャスト製品を標準的に選定することを規定しました。

➤ コンクリート施工管理要領の改定

■R7.7改定

- 無筋構造物の塩化物量試験を廃止しました。
- M区分(無筋Co構造物・鉄筋Co小構造)および仮設構造物のコンクリート打設時の立会いを省略しました。

2-7. 施工管理の効率化・省力化

NEW



➤ 構造物施工管理要領の改定

■R7.7改定

【鋼構造物(建設編)】

- ・ 鋼材についてJIS認証製品を用いている場合や現物と照合可能な鋼材検査証明書など、書面で確認可能な各種試験・測定は再度実施不要であることを明確化しました。
- ・ アークスタッド溶接について、工場において有資格者による施工を条件に管理記録を一部省略しました。
- ・ 仮組立や部材検査の一部の確認を、フィルム型等を利用した簡易な確認方法に見直しました。

【無収縮モルタル(建設編・保全編)】

- ・ プレミックス材の試験頻度を見直しました。
- ・ 圧縮強度試験について自主検査を可能としました。

【PCグラウト(建設編)】

- ・ プレミックスタイプのPCグラウトを使用する場合、配合設計を原則省略としました。

【はく落対策(建設編)】

- ・ 連続繊維シートによるはく落防止対策工について性能証明書の提出により定期管理試験を省略しました。

■R8.7改定

【PCグラウト(建設編)】

- ・ PCグラウトの実物大試験について、過去に同一の条件で試験を行っている場合、省略可能としました。
- ・ シース接続部性能確認試験について、過去に同一の製品およびシース径で可とう性を確認している場合は省略可能としました。

2-7. 施工管理の効率化・省力化

NEW



➤ 土工施工管理要領の改定

■R2.7改定

- RI記録では、データ出力機能による品管データの提出とし、また印字記録の貼付提出を廃止し、自主保存に見直しました。
- グラウンドアンカーの様式について、繊維吹付けコンクリートの曲げ強度試験の頻度を見直しました。（毎日⇒当初は毎日、1週間後は1回/週）
- モデル施工の実施判断を見直し、モデル施工を省略する場合の規定を追加しました。
- たわみ試験の頻度を見直しました。（下部路床・上部路床⇒上部路床のみの実施）
- グラウンドアンカー工の配合試験結果報告書と日常管理試験報告書（週報）の統合、また日常管理試験の監督員立会の一部を省略しました。
- 少量コンクリートの管理（特定更新等事業で行う小段排水施設等）の立会頻度について、極端に施工数量が少ない場合は、監督員協議で頻度を変更可としました。
- グラウンドアンカーと切土補強土工の施工記録報告書について、日報＋週報から週報のみに変更しました。

■R7.7改定

- 盛土施工管理様式、のり面保護工、グラウンドアンカー工等の施工管理様式の提出時期を「しゅん功まで」等へ見直しました。

■R8.7改定

- のり面吹付コンクリートの吹付試験について、施工着手までの待ち時間の低減と省力化のため報告書の提出時期及び試験配合数などを見直しました。（一定の条件を満たした場合のみ）

2-7. 施工管理の効率化・省力化

NEW



➤ 舗装施工管理要領の改定

■R5.7改定

- ・ 加熱貯蔵サイロでの貯蔵合材の取扱いを追記し、出荷能力の向上、他工事との出荷調整の容易化、プラント作業員の労働時間短縮しました。
- ・ 基層混合物のアスファルト種類として改質アスファルトを標準とし、はく離抵抗性確認試験を省力化しました。

(St Asで実施後、剥離防止剤の使用またはアスファルト種別の変更
⇒ 改質アスファルトへの標準化)

■R7.4改定

- ・ 高機能舗装Ⅰ型用混合物(17%)で実施をしている現場透水試験を廃止しました。
- ・ 建設工事の試験舗装で実施するDFTすべり抵抗試験の測定頻度を改善しました。
(1回/日を7日間程度実施し最低値を確認 ⇒ 最低値が確認できた場合、以降の測定を省略できる)

■R8.7改定

- ・ 施工実績が十分にある混合物種別(SMA、高機能舗装Ⅱ型、FB13)の標準的な施工に関して、試験舗装を省略することとしました。
- ・ FBの試験練りにおける「混合物底面形状測定」、「透水係数」、「水浸ホイールトラッキング試験」について最適締固め温度における試験を廃止し、最適固め温度-60℃のみ実施することとしました。

➤ トンネル施工管理要領の改定(R2.7改定)

- ・ 吹付けコンクリート工、ロックボルト工等の強度試験、引抜き試験等の試験頻度、立会頻度を見直しました。

2-7. 施工管理の効率化・省力化

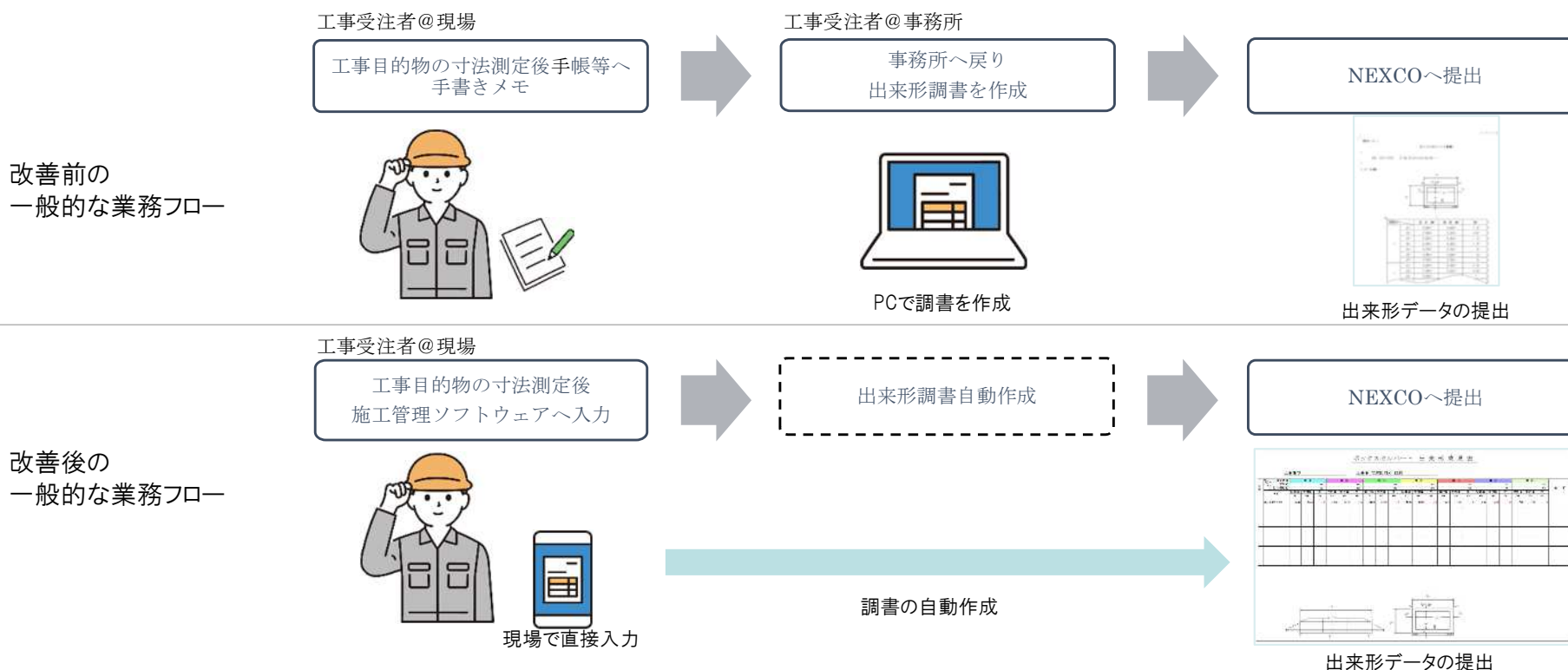
◆ 新技術の活用拡大による書類作成時間の削減

<2025年4月以降順次拡大>

出来形調書の様式を任意とすることで、出来形管理に関する施工管理ソフトウェアからの出力データによる提出を可能としました。これにより、受注者が現場で測定した出来形を直接現場で施工管理ソフトウェアに入力することができるようになり、事務所へ戻って出来形調書を入力する作業を省力化できます。

■コンクリート施工管理要領の出来形管理R7.4改定

■その他施工管理要領の出来形管理R8.7改定



2-8. 技術力競争の更なる促進

◆ 総合評価方式の技術評価点の通知

＜2026年4月以降に入札公告する工事から実施＞

◆ Webサイトにて公表している技術評価点について、技術提案毎の評価点を工事の契約締結後に競争参加者自らが提案した技術提案に限り個別に通知します。

※1：通知した技術評価点に関する問い合わせは、一切受け付けません。

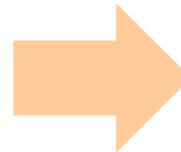
※2：当該工事が入札不調や入札取りやめにより、契約に至らなかった場合は通知を行いません。

※3：技術提案を提出した者のうち、競争参加資格を有する全ての競争参加者へ通知します。

従 前
(引き続き実施)

技術評価点（小計）をWebサイトに公表

評価項目	技術提案	技術評価点
評価項目①	小 計	
評価項目②	小 計	
評価項目③	小 計	
合 計		



追加の情報提供
(個別通知)

技術提案毎の技術評価点を個別通知

評価項目	技術提案	技術評価点
評価項目①	I	
	II	
	III	
	小 計	
評価項目②	I	
	II	
	III	
	小 計	
評価項目③	I	
	II	
	III	
	小 計	
合 計		

新たに通知する項目

従前から公表している項目

2-9. 工事出来形部分検査の簡略化

工事出来形部分検査の簡略化により、更なる部分払の促進を行います。

◆ 現場検査の省略

◆現場業務の負担軽減として、監督員が日々実施している検査及び立会を以て、工事出来形部分検査の現場検査を省略します。

◆ 書類検査の簡略化

◆現場業務の負担軽減として、出来形部分検査内訳書と日々の立会で作成する出来形調書の一部を抽出して書類検査を行います。
検査対象部分の詳細に色分けされた図面は、不要とします。

従 前

実施時期：部分払の請求時に検査

工事出来形確認(日々)



工事出来形部分検査(現場)

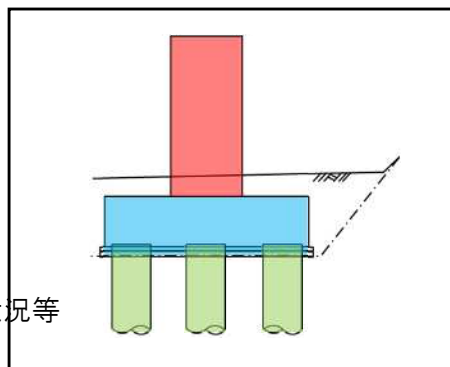


工事出来形部分検査(書類)



部分払

【図面】 検査毎に着色



※出来形、工事管理状況等

見直し

実施時期：定期的（5、8、11、2月）に検査

工事出来形確認(日々)



工事出来形部分検査(現場)



※省略

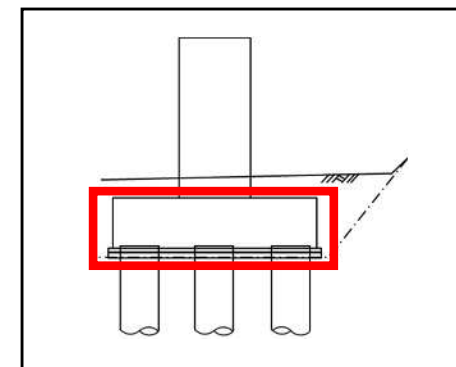
工事出来形部分検査(書類)



※出来形

部分払

【図面又は写真】 枠囲い程度



2-10. 精算手続きの分散による業務の平準化

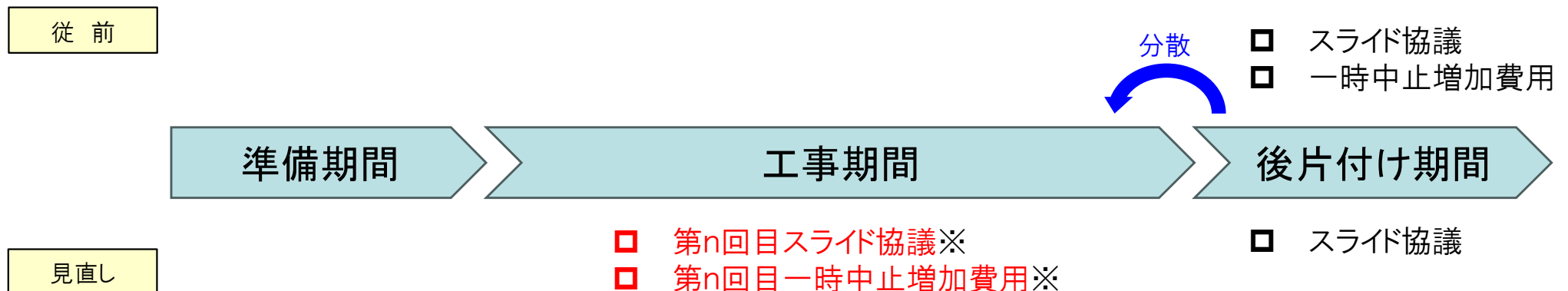
工期末に集中する精算手続きを分散させることで、業務の平準化を行います。

◆ インフレスライド、全体スライドの決定時期の見直し

◆これまで精算数量が確定した時点で協議してきたスライド額を、スライド請求ごとに協議するように決定時期を前倒しします。

◆ 一時中止増加費用の決定時期の見直しと支払の促進

◆これまで最終変更契約時に協議してきた一時中止増加費用を、一時中止解除後に協議するように決定時期を前倒しし、支払いを促進します。



※ 必要の都度実施するように業務の平準化

3. 適正な工事管理に資する取組み

3-1. 設計変更ガイドライン策定の背景

3-2. 現在までの改訂経緯

3-3. 設計変更ガイドラインの構成

3-4. 工事工程の共有

3-5. 設計図書の照査

3-6. 設計変更の対象

3-7. 設計変更に関する判断事例

3-8. 工事請負契約書第26条第5項の運用改定について

3-9. 施設工事等に複数の監督員がいる場合の書類削減

3-1. 設計変更ガイドライン策定の背景

◆土木工事請負契約における設計変更ガイドライン策定の背景

◆ 設計変更ガイドライン策定の概念

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号・令和元年6月14日一部改正)」

◇第三条 基本理念(要約)

- ・公共工事の品質は、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
- ・公共工事における請負契約の当事者が各々対等な立場における合意に基づき公正な契約を適正な額の請負代金額で締結し、請負代金を速やかに支払う等信義に従って誠実に履行する。

◆ 設計変更手続きに係る関係業界からの意見 【抜粋】

- 設計図書の不備や条件明示が不十分なことが多い（現地と不整合、協議状況が未反映など）
- 共通仕様書に規定する設計図書の照査範囲や補助業務の範囲を明確化して欲しい
- 条件変更があった際に書面での確認をせず、口頭による指示により施工をした（工程を確保するため）
- 新単価の決定時期が遅い（受発注者ともに多忙なため、施工実態を反映して算出するため）



《設計変更ガイドラインの目的と役割》

受発注者相互の共通的な指標・指針として、工事内容の変更を行う際の手続き、留意点及び具体的な事例を明示することで、工事の契約変更が適切かつ円滑に実施されることを目的として策定しました

3-2. 現在までの改訂経緯

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」

◇平成23年4月 新規制定

◇平成25年11月 第1回改訂

- ✓ 設計・施工三者会議の活用拡大を目的に、「設計・施工技術検討会議ガイドライン」を制定
- ✓ 設計変更の対象となる事例の追加 など

◇平成26年12月 第2回改訂

- ✓ 品確法の改正趣旨を踏まえ、発注者である“NEXCO中日本の認識”をガイドラインに明記
- ✓ 書面主義の徹底を明記
- ✓ 補助業務の内容に応じた費用負担の具体例を明記
- ✓ 割掛項目の検測項目及び数量を明示することを追加
- ✓ 新単価協議の手続きに加え、変更単価、諸経費変更、工事一時中止に係る増加費用に関する手続きを追加
- ✓ 受発注者間のコミュニケーションの活性化の推進を追加(ワンデーレスポンス)

◇平成28年7月 第3回改訂

- ✓ 割掛項目の内容に係る更なる透明性向上を図るため、「割掛対象表・参考内訳書」の作成例を追加

◇平成29年7月 第4回改訂

- ✓ 割掛対象表参考内訳書における工事内容の表現を明記

◇平成30年7月 第5回改訂

- ✓ 工事の適正な進捗管理に資する工程情報の共有及び共同管理を追加
- ✓ 共同アンケート結果で要望が多かった設計変更に係る判断事例を追加

◇令和元年7月 第6回改訂

- ✓ 受発注者間のコミュニケーション向上のためのウィークリースタンスの共有を追加

3-2. 現在までの改訂経緯

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」

◇令和2年10月 第7回改訂

- ✓ 品確法改正、契約書条項の改定内容、共通仕様書の改定内容の反映
- ✓ 割掛対象表参考内訳書作成例を改定

◇令和3年7月 第8回改訂

- ✓ 割掛対象表参考内訳書作成例を改定

◇令和3年10月 第9回改訂

- ✓ 低入札価格調査について追加
- ✓ 契約書類の体系を見直し
- ✓ 新単価ケースの判断フローを見直し
- ✓ 新単価ケースの判断事例を追加

◇令和4年7月 第10回改訂

- ✓ 新単価ケース見直し及び新単価ケースの判断事例の見直し
- ✓ 実態調査に伴う新単価を追加
- ✓ 契約書第19条(設計図書の変更)関係の手続きを新規追加
- ✓ 割掛対象表参考内訳書作成例を改定

◇令和5年7月 第11回改訂

- ✓ 「設計変更に関する判断事例」における「鏡吹付けは原則費用計上しない」旨の取り扱い削除

◇令和6年7月 第12回改訂

- ✓ 工期の設定については、「工期設定ガイドラインによる」旨を追記
- ✓ 特記仕様書に「工期の算出条件となる期間及び雨休率を明示すること」を追記

◇令和7年7月 第13回改訂

- ✓ 請負代金の額に影響を及ぼす可能性がある場合はおそれ情報を発注者へ通知することを追記

3-3. 設計変更ガイドラインの構成

1. 発注者の責務	P1
2. 策定の背景	P3
3. 発注時における留意事項	P4
4. 工事工程の共有	P8
5. 用語の定義	P10
6. 設計変更手続きフロー	P11
7. 設計図書の照査について	P15
8. 設計変更の対象となるケース	P18
9. 設計変更の対象とならないケース	P22
10. 設計図書の訂正又は変更の実施者	P23
11. 設計図書の訂正又は変更に伴う補助業務	P24
12. 仮設・施工方法の指定・任意の正しい使い分け	P26
13. 割掛項目の数量明示等について	P27
14. 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	P29
15. 受発注者間のコミュニケーション	P30
16. 請負代金額及び工期の変更	P33
17. 工事請負契約書（抜粋）	P49
18. 土木工事共通仕様書（抜粋）	P52

策定の背景・目的

契約条件の適切な明示

工事工程の共有

具体事例と
受発注者の実施区分

見積り条件の精度向上

受発注者の相互認識と共有

【巻末資料】

- ①設計図書の照査項目一覧表
- ②設計変更に関する判断事例
- ③割掛対照表参考内訳書作成例

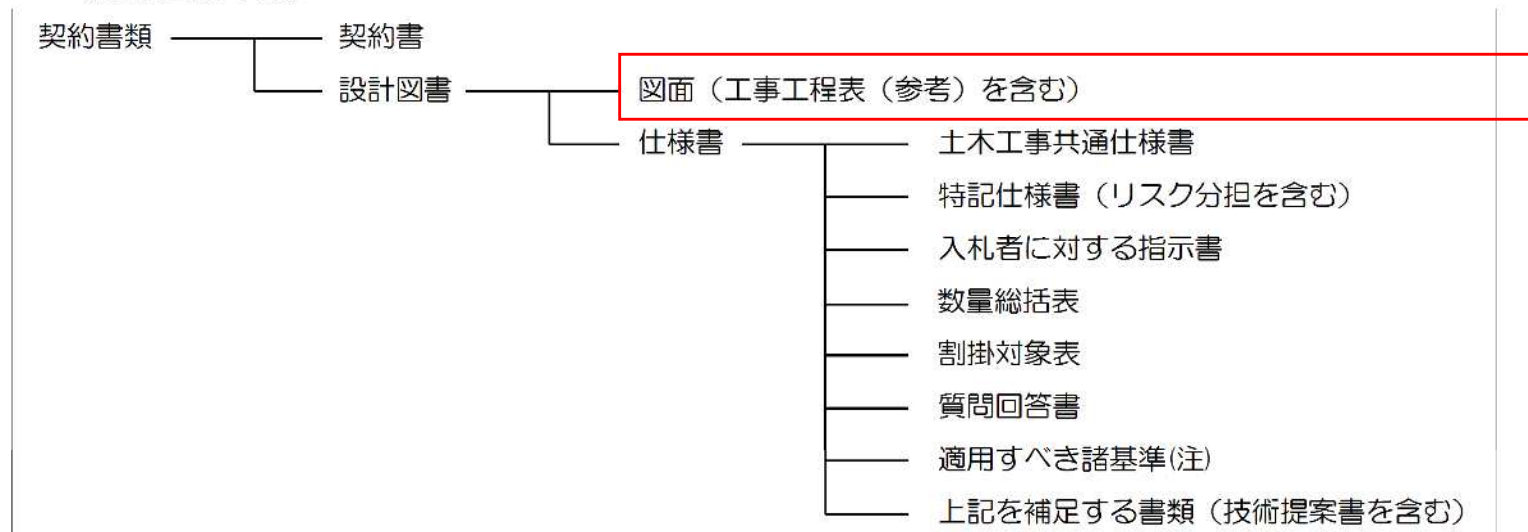
3-4. 工事工程の共有

◆タスク管理とマイルストーン管理

- 改正労働基準法の適用を見据えて改善
- 設計図面に発注者が計画した『工事工程表』を明示するように追記(2020年10月～)
- 工事工程表に工程に影響を及ぼす条件、その対応者を明示(タスク管理)して遅延や手戻りを排除し、併せて、適正な進捗管理が可能となるように工程表を共有・共同管理(マイルストーン管理)することを追記（工事共通仕様書にも追加規定）

5.2 契約書類の体系

- 工事の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおり。
（契約書第1条）



（注）土木工事共通仕様書または特記仕様書にて規定されている基準

図5-1 契約書類の体系

NEXCO
中日本

59

3-5. 設計図書の照査

◆設計図書の照査の範囲

工事共通仕様書に規定する、発注者への変更確認を求めるために受注者が作成すべき資料の範囲は次のとおりです

①現場地形図

現場測量により用地境界、中心線、縦断、横断を確認した実測横断図、及び地形変更を示す現況写真 など

②設計図との対比図

現地地盤線の変更を当初設計図へ反映した平面図、縦断図、横断図及び構造物一般図 など

③取り合い図

地盤線や地形変更に伴い、当初設計図において既設構造物の取り合い部分が変更となる図面

④施工図

条件変更に伴い、施工段取りや仮設工法といった施工手順が変更となることを説明する図面

◆現場の事実確認ができない場合における、更なる追加資料の作成

- ✓ 監督員は、現場の事実確認ができない場合に限り、更なる追加資料を受注者に求めることができる。
- ✓ 「更なる追加資料」とは、工事共通仕様書に規定する「更に詳細な説明又は書面の追加の要求」をいい、受注者の知り得る範囲で事実を補足説明する資料、もしくは追加で作成する資料をいう。
- ✓ この場合、更なる追加資料には、新たに実施する比較設計や構造計算が伴う設計は含まれていない。
- ✓ 受注者が作成する更なる追加資料において、新たな比較設計や構造計算等、本ガイドライン「7.4設計図書の照査の範囲を超えるものを監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施する。

3-5. 設計図書の照査

◆「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

受注者が実施すべき「設計図書の照査」の範囲を超えるものとして、以下の内容が考えられる。
 この場合、発注者がその費用を負担することとなります。なお、照査の範囲を超える事象が発生した場合、その対応については、別途監督員と協議することとします

ポイント

(照査の範囲を超えるもの)

- 大幅な変更により、新たに作成する図面（ただし、受注者の都合により作成した図面を除く）
- 位置や計画高の変更に伴い、構造計算が再計算となるもの
- 新規追加に伴って必要となる工法を比較する資料、構造計算及び図面

- ① 現地測量の結果、大幅な横断の変更が生じ、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したものは除く。
- ② 施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の盛土載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。ただし、部分的な修正等軽微なものは「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑦ 基礎杭が試験杭等の結果により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑧ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が採用する工法の比較検討は除く。
- ⑨ 「設計要領」「各種示方書」等の改訂に伴う適用時点の修正設計
- ⑩ 構造物の応力計算を伴う照査
- ⑪ 舗装補修工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示され、その修正を行う場合とする。）
- ⑫ 新たな工種追加により必要となる工法比較、構造計算及び図面作成。

3-6. 設計変更の対象

◆「設計変更の対象」となるケース

設計変更ガイドラインでは、[設計変更の対象となるケースの参考例](#)(下記①～⑪)を明記

- ① 図面と仕様書が一致しない場合 【契約書第18条第1項一】
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 【契約書第18条1項二】
- ③ 設計図書の表示が明確でない場合 【契約書第18条1項三】
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 【契約書第18条第1項四】
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 【契約書第18条第1項五】
- ⑥ 発注者が必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合 【契約書第19条】
- ⑦ 「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合
- ⑧ 受注者の都合により材料承諾又は施工承諾が提出された場合
- ⑨ 工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合 【契約書第20条】
- ⑩ 賃金又は物価の変動により請負代金が不適當となった場合 【契約書第26条】
- ⑪ 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合 【契約書第27条】

3-6. 設計変更の対象

下記のような場合においては、原則として設計変更できません

ただし、契約書第26条「臨機の措置」で対応するような災害時等の緊急を要する場合はこの限りではありません

(1) 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

- 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める

(2) 発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

- 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である

(3) 工事請負契約書もしくは土木工事共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合
【契約書第18条～第25条、共通仕様書1-33～1-36】

- 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う

(4) 書面による指示がない場合（口頭のみ指示など）

- 口頭指示のみであったために設計変更ができない事態が生じる責任は監督員にある場合が多い。監督員は、真にやむを得ない場合を除き、口頭指示は行わない。口頭指示を行った場合は、文書による速やかな通知を厳守し、信頼関係の喪失と紛争の防止に努めなくてはならない

(5) 入札時に受注者が提案し採用された技術提案内容の全部もしくは一部を変更・廃止する場合

- 履行確認が必要な技術提案に係る変更は、設計変更してはならない
ただし、受注者の責に帰さない事由により、監督員が変更を認めた内容にあつては、この限りでない

3-7. 設計変更に関する判断事例

◆設計変更に関する判断事例の追加

＜2018年7月以降実施＞

NEXCO3社・関係業界団体で共同実施したアンケートの回答結果で追加要望が多かった「**設計変更に関する判断事例(42事例)**」を巻末資料として追加しました。

◆設計変更ガイドライン(抜粋)

No.	工種等	事例	考え方の整理
11	TN坑内環境	トンネル内の環境確保とサイクルタイムの向上を目的に集塵機を施工計画書でも記載の上、現地に設置された。受注者より集塵機に要する費用について要求され判断に迷った。	当初発注時の条件になく、施工計画書への記載だけならば受注者の任意として条件変更には該当しない。ただし、TN内環境の確保等、何らかの理由で設置が必要と変更指示した場合は条件変更該当するので、設置前に受発注双方で協議が必要。
23	泥落し作業	掘削土の運搬を行なうに際し、現場離脱前の作業員によるタイヤの高圧水洗浄等、道路管理者協議に伴う対策を指示し別途新単価を設定した。	発注者の指示により行う清掃に要する費用は支払う必要がある。この際、作業員の職種の取扱いについては打合せしておくことが望ましい。
33	沈砂池	大規模な盛土工事において、仮設の沈砂池(任意)を計画したが堆積土の撤去、処分等が新たに発生した為、費用の計上に迷った。	任意仮設物であっても撤去に要した費用について変更指示を行ったうえで計上は必要。

3-8. 工事請負契約書第26条第5項の運用改定について

◆工事請負契約書第26条第5項: 単品スライド条項

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第26条

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

◆これまでの運用

平成20年6月25日 「鋼材類」及び「燃料油」を本条項に適用

平成20年7月28日 上記項目と「アスファルト類」を本条項に適用

平成20年9月12日 上記以外のその他工事材料についても適用の拡充

◆令和4年7月の運用見直し

受注者が提出する資材の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料に掲載されている単価」を比較し、安い方の単価を用いてスライド額を算定していたが、資材価格の急激な高騰に迅速に対応できるよう以下の内容に改正。

- ✓ 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、受注者の実施の購入金額を用いてスライド額を算定
- ✓ 鋼上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期の証明により「購入した月の物価資料の単価」を用いてスライド額を算定

◆令和4年10月 運用マニュアルの公表

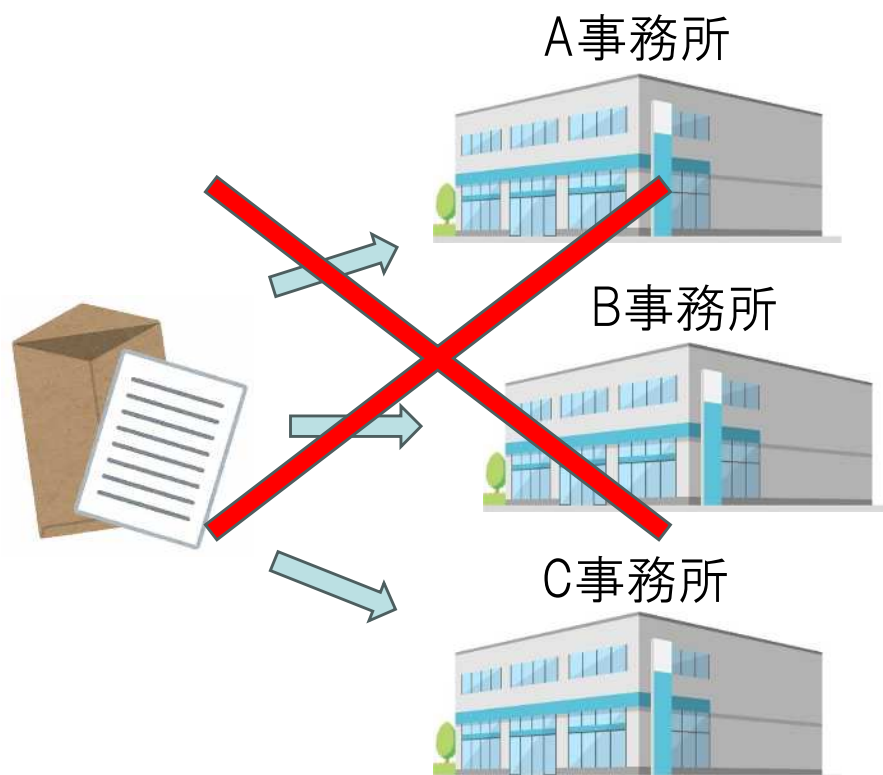
- ✓ 令和4年7月の運用見直しの内容を反映した単品スライドの運用マニュアルを当社ホームページに公表
- ✓ 鋼材類、燃料油、アスファルト類、その他工事材料についてそれぞれ算定例を含めて算定方法を解説
- ✓ 全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている場合の算定方法を解説

3-9. 施設工事等に複数の監督員がいる場合の書類削減

◆1件の契約に複数監督員(複数事務所)が含まれる施設工事等を対象

施設工事及び施設工事等調査等業務については、**1件の契約で複数の監督員**となるケースがあります。

これまでは、それぞれの監督員へ書類を提出する必要がありましたが、監督員毎に内容が変わらない書類については、**代表監督員へ書類を提出**することで、受注者の負担を減らします。



代表監督員への書類提出



代表事務所



書類の例

- ・現場代理人届
- ・工程表
- ・年度出来高計画書
- ・しゅん功届

《参考②》各種マニュアル・ガイドラインの掲載先

『各種マニュアル・ガイドライン』はNEXCO中日本WEBサイトに掲載

調達・お取引

NEXCO中日本グループ 調達の基本方針

調達の5つの基本方針、お取引先CSR推進ガイドライン及び契約規則についてご覧いただけます。

調達の基本方針

お取引先CSR推進ガイドライン

契約関係規程・仕様書

入札契約制度について

契約関係規程・要領

共通仕様書

技術基準等

積算基準等

各種ガイドライン、マニュアル等

工事円滑化ガイドライン

> 工事円滑化ガイドライン（令和6年3月）

工期設定ガイドライン

- > 工期設定ガイドライン（共通編）（令和7年7月）
- > 工期設定ガイドライン（橋梁編）（令和7年7月）
- > 工期設定ガイドライン（舗装編）（令和7年7月）
- > 工期設定ガイドライン（土工編）（令和7年7月）
- > 工期設定ガイドライン（トンネル編）（令和7年7月）

工事関係書類提出マニュアル

- > 土木工事関係書類提出マニュアル（令和7年7月）
- > 土木工事関係書類提出マニュアル 工事関係書類一覧表（標準例）（令和7年7月）
- > 施設工事関係書類提出マニュアル（令和7年7月）
- > 施設工事関係書類提出マニュアル 工事関係書類一覧表（標準例）（令和7年7月）

設計変更ガイドライン

- > 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年7月）
- > 施設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和7年7月）
- > 調査等請負契約における設計変更ガイドライン（令和6年7月）
- > 調査等請負契約における設計変更ガイドライン（令和6年7月）計画工程表（別添1）
- > 施設工事調査等請負契約における設計変更ガイドライン（令和6年7月）
- > 施設工事調査等請負契約における設計変更ガイドライン（令和6年7月）計画工程表（別添1）

工事一時中止ガイドライン

> 工事一時中止ガイドライン（令和4年7月）

設計・施工技術検討会議（三者会議）ガイドライン

> 設計・施工技術検討会議（三者会議）ガイドライン（平成25年12月）



調達・お取引のリンクはこちら

<https://contract.c-nexco.co.jp/>